

静岡市立中学校部活動ガイドライン

Q & A

【2022年版】

静岡市教育委員会

2022年4月

目 次

「静岡市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨について・・・	1
1 部活動の意義・目的について	1
2 「静岡市立中学校部活動 いきいき 3視点」について・・・	1
3 部活動への所属について	2
4 部活動の活動日等について	4
5 部活動の指導の在り方について	11
6 部活動の指導者について	12
7 保護者、関係者等との連携について	14
8 事故等への対応について	15
9 部活動の運営組織について	17
10 部活動の設置・改廃について	18
11 その他	19

(本編内の各項目の先頭にある「p」の表示は、「静岡市立中学校部活動ガイドライン」に記載されているページを示しています)

p 1 「静岡市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨について

Q0-1 「静岡市立中学校部活動ガイドライン」を策定したのはなぜですか。

A0-1

部活動は、本市が目指す「たくましく しなやかな子どもたち」を育成し、人間形成のための魅力ある教育活動です。一方、運動部・文化部を問わず、連日、または長時間にわたる活動など、十分な休養を生徒も教師も取りづらいこと、顧問の約半数が未経験の種目を担当しており、指導に自信がもてておらず、指導面の改善も必要である等の課題があります。

こうした現状を踏まえ、本市の部活動のあるべき姿を明確にし、効率的・効果的指導により部活動の質を向上させ、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として「静岡市立中学校部活動ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定しました。

詳しくは、ガイドライン p 1 の『静岡市立中学校部活動ガイドライン』策定の趣旨」に記載しています。

p 4 1 部活動の意義・目的について

[Q&A]はありません。

p 5 2 「静岡市立中学校部活動 いきいき 3 視点」について

Q2-1 「(3) 社会性とは」に記載されている「つながる力」とはどのような力ですか。

A2-1

「静岡型小中一貫教育カリキュラム【解説編】」によると、「『つながる力』とは、積極的な参画意識やコミュニケーション能力、互いに協働して問題解決する態度といった人や社会と相互作用するために必要な資質や能力を指し、人や社会とつながった結果、社会的な絆が築かれます。これは、シチズンシップの中核となるものです。」と記載されています。

部活動における「つながる力」は、これに包含される力です。

Q3-1 「部活動は生徒の希望による自由参加」となっていますが、外部のクラブチームに所属している生徒は、部活動として中体連の大会に参加できますか。

A3-1

種目によって、参加できるものとそうでないものがあります。

現状では、例えば外部のサッカークラブは、登録の関係で同じ種目の部活動として大会への参加ができません。一方、外部の水泳クラブや体操クラブ等は、学校からの申し込みにより、個人戦に限り大会参加が認められています。

Q3-2 小学生の部活動体験はできますか。

A3-2

通常の教育活動の範囲内において、地域の実情等に応じてできるものとします。ただし、次のことに配慮する必要があります。

- 1 移動手段があること。
- 2 下校時刻を守ること。
- 3 本人及び保護者が了承していること。
- 4 当該小中校長が了承していること。
- 5 小学校の教育課程に部活動体験が位置付いていること。
- 6 小学校の引率教員が付いていること。

小学生が部活動体験中にけがをしてスポーツ振興センターの保険を利用する場合は、上記5、6のことが必須要件となります。

また、体験を高学年とすること、活動は平日に限ること等、実情に応じて十分な配慮事項をあらかじめ決めることが必要です。

Q3-3 エリア制とは、どのようなものですか。いつから設置が可能ですか。

A3-3

学校単位でなく各エリア（市教委が定めた近隣校グループ）で、1つのチームを編成する拠点校方式の部活動です。令和5年度以降、エリア内の学校間で設置できることを目指し、一部学校にて実践研究を進めています。なお、エリア制部活動として、R4より中体連への参加も認められました。

Q3-4 エリア制において、1か所の学校等の活動場所へ生徒が集まる場合の生徒の移動方法はどのようになりますか。

A3-4

活動場所へ移動する必要がある場合は、保護者の責任で行うものとします。

Q3-5 生徒数の減少による合同チームの編成はどのようになりますか。

A3-5

静岡県中学校体育連盟の「静岡県合同チーム参加規定」によるものとします。

<参考>静岡県合同チーム参加規定（抜粋）【令和元年度11月】

（目的）

少人数の運動部に大会参加の機会を与える趣旨。競技力を目的としたチーム編成や個人の救済措置ではない。

（条件）

- ・静岡県中学校体育連盟に加盟していること。
- ・それぞれの学校において部が設置されていること。
- ・同市部内の学校とすること。

（承認競技）

どちらか一方が（ ）内の人数を下回った場合に合同チームが組める。

バスケットボール（5） サッカー（11） バレーボール（6）

軟式野球（9） ソフトボール（9） ハンドボール（7）等

Q3-6 合同チームを編成していた部活動が、翌年4月の新入部員の入部により、静岡県合同チーム参加規定が示す人数を下回らなかった場合、合同チームを解消しています。それまでの活動を考慮し、新入部員が入部しても夏季大会まで合同チームを編成し続けることはできますか。

A3-6

現段階ではできません。

理由は、合同チーム編成の趣旨が「少人数の運動部に大会参加の機会を与える」ものであり、競技力を目的としたものではないからです。

【平日の活動について】

Q4-1 グラウンドを使用する部活動で、中体連の大会前の平日の活動において火曜日、水曜日が雨天となり満足な活動ができなかった場合、晴天となった木曜日に活動をすることはできますか。

A4-1

できます。

ただし、保護者と生徒に事前に連絡し、校長の了承を必ず得ることとします。

Q4-2 体育館のローテーションの関係等で活動日を変更することはできますか。

A4-2

できます。

ただし、保護者と生徒に事前に連絡し、校長の了承を必ず得ることとします。

Q4-3 平日の練習時間の延長はできますか。

A4-3

できません。

ガイドラインは下校時刻以降の活動を想定していません。理由は、生徒の安全な下校を保障するためや、バランスの取れた生活を保障するためです。

Q4-4 「オ その他」にある「大会の在り方や指導の在り方の見直しに係る協議を進める間」とはどのようなことですか。また、どのくらいの期間になりますか。

A4-4

部活動が本来目指している「生徒の主体性の育成」や、本ガイドラインの主旨である「人間形成に資する」こと、「適度な休養の確保による生徒の心身のバランスがとれた成長」を図るためには、大会の在り方（回数や規模、参加資格等）の見直しや、指導の在り方（指導者の意識改革等）の見直しが必要です。教育委員会では、

今後、様々な関連する団体等と連携しながら、環境整備や指導者研修会の充実を進めていきますが、その間という意味になります。また、期間については現段階では示すことができませんが、大会の在り方の見直しの進み具合によって、今後お知らせすることになります。

Q4-5 「(1) 活動日 ア 常時活動 ・朝活動」や「オ その他」にある「生徒の主体的な要望に基づき」とはどのようなことですか。

A4-5

部活動は生徒の主体性を育てるという観点から、生徒が「活動したい」という意志を示すことを第一義的とするという意味です。その上で、指導者から校長に活動の申出があり、校長が生徒の過度の負担にならないことを確認し、特に必要と認められた場合、別の活動日を許可することができるというものです。

ただし、活動日以外に活動した場合は、別な休養日を確保すべきものとします。

【週休日や祝日の活動について】

Q4-6 祝日の扱いはどのようになりますか。

A4-6

祝日は、本来は休日に当たるため、休養日とするものとします。ただし、大会の在り方や指導の在り方の見直しに係る協議を進める間、2週間以内に大会等が控えている場合や祝日に大会等が実施される場合は、ガイドライン8ページにある「オ その他」に準じ、校長が学校週5日制の趣旨を確認、徹底し、保護者への啓発に努め、合理的・科学的な練習の開発に努めるなど、部活動の見直しを通常から行っていることを前提とし、生徒の主体的な要望に基づき、かつ指導者が必要と判断し、校長に活動の申出を行い、校長が生徒の過度の負担にならないことを確認し、特に必要と認めた場合、行うことができるものとします。

ただし、活動した場合は別な休養日を確保すべきものとします。

Q4-7 「活動日」ウについて、休養日とされている週休日に必要がある場合、活動することはできますか。

A4-7

できます。ただし、大会の在り方や指導の在り方の見直しに係る協議を進める間、

土曜日と日曜日の両日に大会が開催される場合や日曜日に大会が開催される場合の前日の土曜日に、活動ができます。

その場合、ガイドライン8ページにある「オ その他」に準じ、校長が学校週5日制の趣旨を確認、徹底し、保護者への啓発に努め、合理的・科学的な練習の開発に努めるなど、部活動の見直しを通常から行っていることを前提とし、生徒の主体的な要望に基づき、かつ指導者が必要と判断し、校長に活動の申出を行い、校長が生徒の過度の負担にならないことを確認した上で、特に必要と認めた場合、行うことができるものとします。

また、活動した場合は別な休養日を確保すべきものとします。

Q4-8 「活動日」ウについて、学期中の3連休の場合の活動はどのようになりますか。

A4-8

学期中の3連休（以下、「3連休中」とする。）は、週休日（土日）と祝日が連続してあった場合であると考えられるため、上記A4-6とA4-7に準じて活動するものとします。

具体的には次のとおりです。

【3連休中に大会等が実施されない場合】

土日のどちらか1日を活動できるものとし、祝日は休養日としますが、2週間以内に大会等を控えている場合は、A4-6に準じて、活動することができるものとします。ただし、活動した場合は別な休養日を確保すべきものとします。

【3連休中に大会等が実施される場合】

ガイドライン8ページにある「オ その他」に準じ、大会の在り方や指導の在り方を見直しに係る協議を進める間、校長が学校週5日制の趣旨を確認、徹底し、保護者への啓発に努め、合理的・科学的な練習の開発に努めるなど、部活動の見直しを通常から行っていることを前提とし、生徒の主体的な要望に基づき、かつ指導者が必要と判断し、校長に活動の申出を行い、校長が生徒の過度の負担にならないことを確認し、特に必要と認めた場合、行うことができるものとします。

また、活動した場合は別な休養日を確保すべきものとします。

なお、学期中に4連休以上の休日が続く場合（ゴールデンウィークなど）については、必要に応じて教育委員会が運用について通知するものとします。

【市一斉部活動なしの日について】

Q4-9 「活動日」エについて、市一斉「部活動なしの日」の3日を5月第三土曜日、11月第二土曜日、12月第一日曜日としたのはなぜですか。

A4-9

5月第三土曜日、11月第二土曜日は以前より設定されている日です。12月第一日曜日は、地域防災訓練があるため、それに対する参加を最優先に考え、部活動なしの日としています。

Q4-10 「活動日」エについて、部活動なしの日を学校裁量で3日程度設定するとなっておりますが、どのように設定したらよいですか。

A4-10

学校の教育課程や、大会の日程及びPTAや地域行事等を考慮し、適切な日を設定します。原則として土曜日又は日曜日とします。さらに、設定する日は、「年末年始の閉庁日」「長期休業」以外で設定します。また、各学校が作成する「部活動全体計画」に部活動なしの日を明確に位置付けることとします。

【その他】

Q4-11 定期テスト等のテスト週間の部活動の実施は、どうなりますか。

A4-11

校内定期テスト前の少なくとも3日は部活動を行わないこととします。具体的な期間は、学校の部活動全体計画に明確に位置付けることとします。

Q4-12 「活動日」イの長期休業の活動について、「子どもにとって無理のない適切な活動計画を立てること」とはどのようなことですか。

A4-12

適度な休養日を設けることや家族と過ごす時間を保障すること等が必要と考え、適切に活動計画を立てることです。

Q4-13 「活動日」イの長期休業の活動について、活動日の目安はありますか。

A4-13

あります。

- ・長期休業：活動日は、平日週4日以内、又は平日3日、土日どちらか1日の週4日以内。活動時間は、学期中の休業日と同様の3時間程度とする。
- ・年末年始の閉庁日には行わないこと。

また、年度末の教員の異動により、指導者が不在になる場合は、生徒の活動上の安全を保障する体制を整えた上で行うこととします。

Q4-14 「活動日」ウの休養日について、土日両方とも活動した場合、例えば生徒の疲労をとるためとして、平日の休養日において短時間でストレッチを行う活動をするのは「休養日」となりますか。

A4-14

なります。

「休養日」とは、「仕事や活動などを休んで気力や体力を養うこと」と考えられます。また、「短時間」とは、中学生の部活動においては15分～30分程度で、多くとも1時間を超えない程度の時間と考えられます。短時間でストレッチを行うことは、負荷の高いトレーニングとは異なり、疲労回復やけがの予防にもつながることと考えられ、休養日の望ましい一つの在り方であると考えられます。

Q4-15 「活動時間」の中で「必ず指導者の監督指導の下で実施し」とありますが、会議等があるときは部活動につけません。どうしたらよいですか。

A4-15

その場合は、活動する生徒に的確な練習内容を指示したり、活動場所の環境等に十分注意する旨を伝えたりするなど配慮することが大切です。

Q4-16 休養日とされている平日（授業日）に必要な場合、活動することはできますか。

A4-16

できます。ただし、週末に大会があるなどの特別な場合に限りです。

ガイドライン8ページにある「オ その他」に準じ、大会の在り方や指導の在り方の見直しに係る協議を進める間、校長が学校週5日制の趣旨を確認、徹底し、保護者への啓発に努め、合理的・科学的な練習の開発に努めるなど、部活動の見直し

を通常から行っていることを前提とし、生徒の主体的な要望に基づき、かつ指導者が必要と判断し、校長に活動の申出を行い、校長が生徒の過度の負担にならないことを確認し、特に必要と認めた場合、行うことができるものとします。

ただし、活動した場合は別な休養日を確保すべきものとします。

Q4-17 朝活動は大会のどのくらい前からできますか。

A4-17

ガイドライン7ページにある「(1) 活動日 ア 常時活動 ・朝活動」に準じ、中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）・中学校文化連盟（以下、「中文連」という。）等の大会前の期間に、生徒の主体的な要望に基づき、指導者が必要と判断し、校長に活動の申出を行った場合に実施することができるものとします。この場合、校長は生徒の過度の負担にならないことを確認し、許可をするものとします。

また、実施時期については学校が適切に設定するものとします。

Q4-18 活動の終了時刻は定めませんか。

A4-18

常時活動においては、各学校における「完全下校時刻」に合わせて活動の終了時刻を各学校が定めます。

長期休業中においては、遅くとも16:45には下校を終了するものとします。

Q4-19 活動時間について、1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度としたのはなぜですか。

A4-19

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されています。

また、教育課程内の活動について1週間の授業時数が29単位時間（24時間10分）であることと、「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」（スポーツ庁）の中学校文化活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合が全

体の42%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合が全体の21.7%であることを比して、教育課程内の活動時間に匹敵する程度に長時間になることは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられ、1週間当たり長くとも11時間程度の活動時間が望ましいと言えます。

本ガイドラインでは活動日を週4日としていることから、ハイシーズンであっても1週間の活動時間が過度にならないよう、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的で、かつ効率的で効果的な活動を行うこととします。

Q4-20 活動時間について、学校の休業日（学期中の週末を含む）に大会が実施される場合、3時間以上かかることがあります。どうすればよいですか。

A4-20

学校の休業日（学期中の週末を含む）に行われる大会や練習試合については、運営上3時間程度とならないことは十分起こりうるため、この限りではありません。

Q4-21 部活動の活動日や活動時間等について、学校が留意することを教えてください。

A4-21

学校は「部活動全体計画」「月ごとの部活動活動計画」を作成し、活動を把握するとともに活動実績の確認等により、部活動への取組が過度とならないようにすることが必要です。

Q4-22 土曜日が祝日になる場合、土曜日に活動することはできますか。

A4-22

活動することができます。土曜日が祝日の場合は、通常の週休日と同様に捉え土曜日又は日曜日どちらか1日活動をすることができます。

p 9 5部活動の指導の在り方について

Q5-1 学校の部活動全体計画はなぜ作成するのですか。

A5-1

部活動における全体計画は、ねらい、活動日、設置部活動、指導者、年間計画、組織といった基本的な内容を盛り込みます。教育委員会は、こうした内容を盛り込んだテンプレートデータを各学校に配布します。

部活動は、他の教育活動と同様に生徒の人間的な成長を目指して計画的に行われる必要があります、こうした計画を作成することは、活動の質をさらに高めるという考え方によるものです。

また、生徒や保護者に説明し、部活動の運営等について共有することが大切です。

Q5-2 各部活動の指導計画はどのように立てればよいですか。

A5-2

部活動における指導計画の立案は、生徒の様々な実態、指導環境、指導者の競技経験や指導経験等を鑑みて、概ね次のようなPDCAサイクルを意識して行います。

<P=プラン>

○長期的な目標を定め、生徒や保護者と共有します。また、長期的な目標の実現のため、中期的・短期的な目標を定め、それに基づいて、いつまでに何ができるようになればよいかを検討し、例えば年間で基礎を中心とする期間や発展的取組を中心とする期間等を設け、活動内容と活動方法を立案します。

<D=ドゥ>

○実際に活動を行います。

<C=チェック>

○生徒の活動状況を、中期的・短期的な目標に照らし合わせ、目標の実現状況を把握し、必要に応じて計画の修正・変更を行い、さらに活動を積み重ねます。

<A=アクション>

○常にD（ドゥ）とC（チェック）を繰り返しながら活動を積み重ね、長期的な目標の実現を図ります。

p11 6部活動の指導者について

Q6-1 校内指導者（教員）と部活動指導員による具体的な指導体制はどのようなイメージになりますか。

A6-1

校内指導者（教員）と部活動指導員の配置による指導体制は、次のとおりとなります。校内指導者（教員）のうち部活動顧問と部活動部長は兼ねることができます。

	校内指導者（教員）		部活動指導員	
	部活動顧問	部活動部長	外部顧問	外部指導員
体制1	○	(○)		
体制2		○	○	
体制3	○	(○)		○

Q6-2 外部顧問はどのような条件の人が対象となりますか。また、任用されるまでの流れを教えてください。

A6-2

外部顧問は、「校長（関連する各種団体）からの推薦者、「外部指導員として3年以上の実績のある者」、退職教員、一般公募者が対象となります。

対象者は、教育委員会が実施する「部活動指導員研修会」を受講し、総括的面談により教育委員会からふさわしいと判断された場合、ライセンスを付与され、学校の実情等に応じて外部顧問として任用されます。

なお、一般公募による研修受講者については、同様の手続きを踏むこととなりますが、配置される学校における実地研修（およそ1か月）が必要となります。

Q6-3 外部顧問は、現在の部活動指導員とどこが違うのですか。

A6-3

大きく違うところは、現在の部活動指導員は、校内指導者（教員）が同行しなければ大会や練習試合等で生徒を引率できませんが、外部顧問は校内指導者（教員）が同行しなくても、単独で引率や指導ができることです。

これにより、外部顧問は現在の部活動顧問と一部の業務を除いて同等の業務を行

うことができるようになります。

Q6-4 外部顧問は、大会の運営等に携わることができますか。

A6-4

できます。

生徒を引率する大会においては、運営面において審判や会場準備、監督会議への出席などを業務として扱うことができます。

Q6-5 現在、外部顧問は何人配置されていますか、今後の見通しを含めて教えてください。

A6-5

外部顧問は、毎年2月に行う各中学校の実情と希望調査を踏まえ、教育委員会が任用し、4月1日に配置しています。令和3年度は35名任用しました。

Q6-6 小学校教員が校内指導者となる場合について説明してください。

A6-6

小学校教員が中学校部活動の校内指導者となるには、小中一貫教育のグループ校内において、当該中学校からの必要性があった上で、小学校教員から希望を前提とし、小学校校長からの推薦があった場合、兼務として任命することとなります。

Q6-7 外部顧問が配置されている学校に、競技経験や指導経験がある校内指導者が異動になることはありますか。

A6-7

あります。その場合は、校長の判断により、中学校の実情に応じて次の3つのいずれかの方法をとることが考えられます。

(方法1) 外部顧問を部活動顧問とし、異動してきた校内指導者は、他の部活動顧問とする。

(方法2) 外部顧問を部活動顧問とし、異動してきた校内指導者は、部活動部長とする。

(方法3) 外部顧問を他校へ配置換えする。

Q6-8 外部顧問は、現在教員が行っている競技種目部長を兼ねることはできますか。

A6-8

現状ではできません。外部顧問が配置されている学校については、校内指導者と外部顧問が連携を密に図る必要があります。

Q6-9 部活動指導者の指導力を高めるために行っている研修について教えてください。

A6-9

部活動を対象とした研修会（2022年度予定）は、以下の通りです。

<教員対象>

- ・初任者研修会…小中学校初任者教員対象に行う研修会
- ・部活動説明会…各中学校教頭対象に行う説明会

<教員以外の指導者対象>

- ・外部顧問研修会…配置された外部顧問対象に年度初めに行う研修会
- ・部活動指導員研修会^{※1}…外部顧問、外部指導員だけでなく、指導者を目指す方や部活動指導に興味のある方対象に行う研修会

※1 部活動指導員研修会の開催については、静岡市ホームページでお知らせしています。

p13 7 保護者、関係者等との連携について

Q7-1 民間との連携とは具体的にどのようなものですか。

A7-1

教育委員会では、平成30年4月23日に「静岡市部活動応援隊」を結成し、活動しています。

具体的には、民間企業事業所等と連携し、外部顧問や外部指導員として競技経験のある方を紹介していただいたり、指導者の資質向上のために開催する研修会において、専門的知識や競技経験のある方を講師として紹介していただいたりする人的支援や、民間の業務の強みを生かした様々な支援を想定しています。

今後は、教育委員会と民間企業・事業所等との互恵的な関係の構築を一層進めていきます。

Q7-2 保護者との関わり方について留意すべきことを教えてください。

A7-2

保護者は、部活動における子どもの成長に大変期待しています。

それと同時に、指導者の指導に関して大きな興味を抱いています。こうしたことを考慮し、次の点に留意することが必要です。

- ・子どものよいところを認めること。
- ・家庭で子どもと保護者がコミュニケーションを図れるよう、指導者が保護者に積極的に声をかけること。
- ・けがや事故について、十分な配慮をすること。
- ・練習方法については安全性を確保すること。

なお、当該部活動の活動方針や計画（週や月、年間等）を明確に示し、計画を変更する場合は、理由とともに変更内容を子どもと保護者にできるだけ速やかに伝えることが必要です。

Q7-3 「部活動全体計画」の保護者等への説明はどのようにすればよいですか。

A7-3

例えば、次のような方法が考えられます。

- ・年度当初の保護者会での説明
- ・学校ホームページへの掲載

なお、説明の対象は「部活動全体計画」及び「各部活動の指導計画」となります。

p14 8 事故等への対応について

Q8-1 外部顧問が単独引率をした際、子どもがけがや病気をしたときはどのような対応になりますか。

A8-1

これまでどおり、校長の管理の下で対応します。現場での対応は外部顧問が行い、

家庭連絡も行います。また、事故報告書等については校内指導者（教員）が作成し、提出します。

Q8-2 生徒や校内指導員（教員）、部活動指導員の事故等が起こった場合の補償はどのようになりますか。

A8-2

次のように補償します。

	被害対応	加害対応
生徒	○日本スポーツ振興センターによる 災害共済給付制度	○各部の任意保険
教員	○地方公務員災害補償基金	○全国市長会学校災害賠償補償保険 ※指導上、過失があった場合に適用 できる場合がある。 ○個人の任意保険
外部顧問	○労働者災害保険	○個人の任意保険 (または、全国市長会学校災害賠償 補償保険が適用できる場合がある)
外部指導員	○傷害保険	○個人の任意保険

※被害対応とは、例えば活動中にけがをした場合などを想定している。

※加害対応とは、例えば活動中に物損事故が生じた場合などを想定している。

Q8-3 部活動における安全対策や健康への配慮はどのように行えばよいですか。

A8-3

活動の前後や活動場所、活動そのものに常に気を配り、安全性を確保することが必要です。

以下の例があります。

<活動の前後において>

- ・生徒の健康状態について、生徒本人、保護者、学級担任、養護教諭等から常に情報を得ること。
- ・活動中の生徒の健康状態を丁寧に観察すること。
- ・けがや事故等が起きた場合、校内安全管理の規定に基づいて迅速な対応をするとともに、保護者へ確実に連絡すること。等

<活動場所において>

- ・サッカーゴールや防球ネットの固定（完全な固定や重しを置く）
- ・周囲にある余計なものの除去 等

<活動そのものにおいて>

- ・素振り等をするときの周囲への配慮
- ・周囲へボール等が飛ぶことでけが等の危険が予想される場合の配慮 等

また、健康への配慮は、常に生徒の様子を把握する中で、適度な休憩を設けること、水分補給、熱中症対策、光化学スモッグ発生への配慮等、様々なことが考えられます。

p 15 9部活動の運営組織について

Q9-1 部活動検討委員会は、どのようなときに開催しますか。

A9-1

校長が必要と判断したときに開催します。具体的には次のとおりです。

- ・今後、当該部活動の部員数が「部活動の統合・休部・廃部の目安」になることが明らかなき。

Q9-2 部活動指導者会における取組状況の評価とはどのように行うものですか。

A9-2

部活動における取組が適切であったかを検証し、改善するものです。学校全体で成果と課題を明らかにし、部活動の適切な運営を推進します。具体的には、部活動指導者会を開き、意見を交換したり、望ましい部活動の在り方を協議したりします。

p 16 10部活動の設置・改廃について

Q10-1 設置部数の目安の具体はどのようになりますか。

A10-1

例えば、教員数が5～6人の場合、部活動数を2つとすれば、校内指導者（教員）として部活動顧問、部活動部長の2名ずつが配置できます。

また、校内指導者（教員）ではない残りの1～2名は臨時的な大会の引率等への対応ができることとなります。

（教員数と設置部活動数の目安数）

教員数	5 ～ 6	7 ～ 8	9 ～ 10	11 ～ 12	13 ～ 14	15 ～ 16	17 ～ 19	20 ～ 21	22 以 上
目安数	2	3	4	5	6	7	8	9	10

さらに、ガイドラインp16の「部活動の改廃（統合・休部・廃部）の目安」を考慮し、適正な設置部活動数を検討する必要があります。

Q10-2 生徒数が減少して部活動として運営が困難になることが明らかに予想される場合等、学校の実情に応じた改廃はできますか。

A10-2

できます。

学校の実情に応じて改廃することを妨げるものではありません。

その場合、校内部活動検討委員会で十分協議し、保護者や地域への説明や広報をした上で決定するものとします。

Q10-3 外部顧問を含み、複数の指導者による体制ができなかった場合、改廃の対象にすることはできますか。

A10-3

できます。

学校の実情に応じて改廃することを妨げるものではありません。

その場合、校内部活動検討委員会で十分協議し、保護者や地域への説明や広報をした上で決定するものとします。

11その他

Q11-1 上位大会出場を記念する校内や校外の垂れ幕は設置する必要がありますか。

A11-1

地域と学校の実情に応じて校長が判断します。

ただし、次のメリットやデメリットを考慮する必要があります。

<メリット>

- ・ 出場する生徒の励みや応援による地域の活性化につながる。

<デメリット>

- ・ 校内の他の部活動に過度な競争を生む可能性がある。

Q11-2 練習試合において、遠隔地への遠征はどこまで行うことができますか。

A11-2

練習試合においては、むやみに、あるいは頻繁に遠距離にならないようにします。遠距離（市外）は、保護者や生徒の時間的負担や経済的負担等が多くなることの配慮が必要です。

また、練習試合において、泊を伴う遠征については中学生にとって望ましいものとは考えられないため、行わないものとします。

ただし、練習試合でなく、上位大会進出によるものについてはこの限りではありません。

Q11-3 生徒の移動手段はどのようになりますか。

A11-3

試合会場及び練習会場への生徒の移動については、指導者の付き添いによる十分な安全指導をすることを原則とします。

徒歩、自転車で移動できない場合は、原則として公的交通機関や貸し切りバスを利用するものとします。

また、保護者の配車等についてはその負担等を十分考慮し、安易に協力を求めないものとします。

Q11-4 ガイドラインQ&Aの見直しは行いますか。

A11-4

毎年行います。

【静岡市立中学校部活動ガイドラインQ&Aのお問い合わせ先】

静岡市教育委員会 学校教育課 教育課題係 TEL 054-354-2521